

## 第6回 TAC 制度等の検討に係る有識者懇談会議事録

**水産庁**

## 目 次

1. 開	会	.....	3
2. 議	事	個別割当方式・譲渡性個別割当方式についての考え方（取りまとめ 骨子（案））について .....	3
3. 閉	会	.....	24

## 1. 開 会

○木實谷管理課長：定刻となりましたので、第6回TAC制度等の検討に係る有識者懇談会を開催いたします。本日の懇談会は、公開で行うこととしております。また、本日の資料及び議事概要につきましては、後日、水産庁のホームページに掲載させていただきますので、御了承願います。

なお、カメラ撮りにつきましては、冒頭のみとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の委員の出席状況でございますが、馬場委員からご欠席との連絡を受けております。石井委員、秋岡委員につきましては遅れられているようでございます。

それでは始めます前に、配布資料の確認をさせていただきます。まず「座席表」、次に「議事次第」、次に資料1としまして「個別割当方式・譲渡性個別割当方式についての考え方（取りまとめ骨子（案）」、次に資料2としまして「第5回有識者懇談会における主な意見」。以上でございます。

なお、委員の皆様には、前回の懇談会で使用しました資料をお配りしておりますので、必要に応じご参照いただければと思います。資料は以上でございます。不足がございましたら事務局のほうに御連絡いただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは桜本座長、議事進行よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

「個別割当方式・譲渡性個別割当方式についての考え方（取りまとめ骨子（案）」について

○ 桜本座長：本日は、お忙しいところ、また、足元が悪いところご出席いただきありがとうございます。

前回の懇談会では、個別割当方式、それから、譲渡性個別割当方式の概要と我が国における導入の考え方につきまして、議論していただきました。その議論を基に一定に論点整理をさせていただきましたが、本日は、これまでの議論を踏まえIQ・ITQ方式に関する取りまとめ骨子案に向けて議論していただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、資料1の「個別割当方式・譲渡性個別割当方式についての考え方（取

りまとめ骨子（案）」について事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○木島資源管理推進室長：それでは資料1を使いまして、ご説明をいたしたいと思います。まず、一枚目をめくっていただきたいと思います。これは、前回の資料にも基本的に使ったものでございますが、まずは、漁獲可能量管理の手法の概要ということでございます。

漁獲可能量を管理する手法としましては、そもそも、その漁獲可能量を漁業者もしくは漁船などに割当ることなく自由に、又は色々な規制の下で、漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が漁獲可能量に達した段階で操業を停止させることによって管理を行う一非個別割当方式と命名しておりますが一割当を行わない方式と、次に割当を漁業者ごと、または、漁船ごとに行うと。それぞれの割当量に達しましたら、操業を禁止する、その結果として、漁獲可能量の枠の中に漁獲量の実績をおさめる個別割当方式というのがあるわけでございます。この個別割当方式に関しましては、譲渡性を認めないやり方、すなわち他の漁業者、若しくは、漁船に譲渡を認めるというやり方がございます。これが譲渡性個別割当方式というやり方でございます。このような管理の手法につきましては、以前にOECDでそれぞれの評価が行われておりまして一この漁獲量管理手法につきましては、オリンピック方式に関しましては、日本の様に細かい規制の中で漁獲可能量を利用するというものではなく、自由に漁獲を認めるということが基本になっておりますけれども、このようなオリンピック方式のもとで漁獲可能量を管理した場合には激しい漁獲競争が生じる。この結果、漁期が短縮されるなどの問題点、影響が出ますよということが書いてあるわけでございます。このような諸課題を緩和する、若しくは、解決するために個別割当方式が行われているという評価が行われております。その細かい評価につきましては、下に色を付けて書いてありますけれども、オリンピック方式については、管理コストが少ないというメリットがあるわけですが、デメリットとしては、過剰投資が行われるですとか、集中漁獲が行われるですとか、小型魚保護への関心が低下する、つまり、資源的に問題だというようなデメリットがあげられております。

一方、個別割当方式に関しましては一その逆と申しますか、メリットとして漁期が長くなる、自分の割当が決まっているものですから、大型で価値のある魚を漁獲するようになるですとか、一時的な供給過多が回避されるですとか、特にITQの場合には、構造改革が進むというメリットがあるということでございます。ただ、当然ながらデメリットもございまして、そもそも公平性のある割当が難しいですとか、管理が難しいですとか、投棄、虚偽報告などが発生しやすい、また、さらにITQの場合には、生産性の高い一資本力の

ある漁業者に漁獲枠が集中するという事で階層分化が生じる——一部の漁業者が市場の支配力を得るといような問題があるというように整理がされております。

次のページは前回もお示ししましたけれども各国でどのようなやり方が行われているかということでございます。

それから3ページ目でございますけれども、諸外国におきましては、これはプリミティブと申しますか、今までの個別割当の流れでございますが、新たに開拓された資源を対象に漁業が発展する。規制がない中であれば、当然、漁獲能力が向上して、努力量が増えていきますよということ、このような中で、資源の管理を図るためには、インプットコントロール、テクニカルコントロールなりをやるわけですけれども、結果としてうまくいわずに漁獲可能量制度を導入すると。ただ、漁獲可能量制度を導入しましても、資源状況と漁獲能力とのアンバランスが生じている中、漁獲競争がさらに激化する。結果として漁期が非常に短縮するですとか、経済的な非効率が生じるということがあるわけでございます。先ほども申しましたように、そのような課題を緩和するために個別割当方式が導入される、特に譲渡性個別割当方式の場合には、漁船隻数の削減ですとか、生産性の向上が図られるということでございます。

一方、現時点において個別割当方式を導入している国の状況でございますけれども、豪州、ニュージーランドにおいては、基本的にすべての魚種について譲渡性個別割当方式を導入するつもりではありますけれども、豪州では、費用対効果、管理の実効性の面で問題があり、すべての漁業に適用することは難しいというような指摘がございました。また、いずれにしましても、ほとんどの漁業者が合意してはならないですとか、非常に管理が難しい、お金がかかるという指摘がございまして。譲渡性個別割当方式につきましては、漁業者数が減少する。一方、経済政策としては、かなりの評価があるようございまして、割当が権利化することによりまして、漁獲可能量の変更が難しくなります。必ずしも資源の回復に結びついていないということがございました。

それから、4ページ目、5ページ目につきましては前回ご説明したとおりでございます。豪州、ニュージーランドにおいては、それぞれITQをやっているわけですけれども、なかなかうまくいっていない部分もある。また、資源については、必ずしもいい方向に向かっているということがございました。

それから次に6ページ目をご覧いただきたいと思っております。我が国におきましては、水産資源を管理するために、基本的には漁業法に基づく隻数規制、トン数規制などのインプッ

トコントロールなどによりまして細かい操業規制が行われております。さらに、漁獲可能量については、そもそも国の基本計画、都道府県の計画に基づきまして、漁業種類ごと地域ごとに分割して配分するという公的管理に加えまして、漁業者の自主的な管理によりまして、漁獲可能量の枠の中に円滑な利用が行われているという状況でございます。サバにつきましても、前回の懇談会でもお示ししましたように、四半期ごとの漁獲目標数量を定めまして、漁獲の平準化を図っているということで、TACの枠の中でうまく漁獲が行われている状況でございます。また、スケトウダラにつきましても漁業者間協定によりまして、漁期中の漁獲の状況に応じた漁獲の調整が行われている。その結果といたしまして、漁期中まんべんなく使うこと、かつ、漁期中に漁獲可能量をうまく利用しているという状況についてご説明したとおりでございます。このような漁業者団体・公的管理を通じまして、漁獲競争や漁獲の集中の緩和が図られるようになりました我が国におけるTAC管理におきましては、漁獲可能量がかなり減るという状況にもございますけれども、大幅な漁期の短縮は見られていないという状況でございます。一方、資源的にみましても、漁獲可能量制度移行後、TAC対象魚種の資源状況については、横ばい、または増加傾向にある魚種が大半を占めているという状況でございます。

次に、8ページ目をご覧くださいと思います。個別割当方式・譲渡性個別割当方式の考え方について、まず、考え方ということで総論というのを付けさせていただきます。

まず、個別割当方式につきましては、今、ご説明いたしましたように色々な課題、利点が指摘されていて、特に譲渡性個別割当方式につきましては、その内容によっては、漁業構造に大きな影響を及ぼすということが指摘されているわけでありまして。前回の懇談会におきましても漁業経営の改善、つまり、構造改革はどうするのかというご議論、ご意見がございましたけれども、今回の取りまとめにつきましては、漁業経営の改善を目指した構造改革については、今後とも進めていく必要がありますけれども、そもそも譲渡性、非譲渡性個別割当方式と申しますのは漁獲可能量の管理手法の一つでございますので、この譲渡性、非譲渡性個別割当方式の考え方を整理するにあたりましては、資源管理の観点から整理することで進めたいということでございます。また、整理にあたりましては、漁業の実情、すなわち、いろんな魚種を漁獲する多種多様な漁業種類が存在する。また、漁業種類を取り巻く資源や経営状況に大きな違いがある一同じ漁業であっても大きな違いがあるわけでございます。また、さらに長い期間の中で、漁業種類ごとにきめ細かい操業秩序、操

業慣行が形成されてきた結果、加工流通も含めた幅広い関係者からなる水産供給体制が成立していることも十分留意する必要があります。このようなことを踏まえまして、割当方式については、漁業種類ごとに検討することが適切である。これについても前回の懇談会でそのような意見が出されたと記憶しております。

この前提に立ちまして、9ページ目でございます。まず、個別割当方式につきましては、先ほどご説明いたしましたように我が国の漁獲可能量管理におきましては、大幅な漁期の短縮をもたらすような、漁獲競争は発生していない。また、そういう点からすると欧米のように漁獲競争を緩和する観点から個別割当方式を導入しなくてはならないという状況にはないわけでございます。ただ、個別割当方式には、より厳格な漁獲量管理を可能にするという利点もあるわけでございますので、漁獲可能量の管理の手法の一つとして、個別割当方式を活用していくということは、有効な方式ではないかというのがまず一点目でございます。他方、公的な管理—大臣なり、知事なりが法に基づいて個別割当方式をいろいろなすべての漁業種類に全面的に導入するという場合につきましては、そもそも、漁獲量の迅速かつ正確な把握のために極めて多くの人員が割かれなくてはならない。また、各港に人を張り付けるなり、また、人を船に乗せるなり、コストが極めて高いわけでございます。そのような点を踏まえなくてはならない。二つ目に、操業が各漁業者の判断に委ねられるわけでございますので、現在のような団体による操業の管理、または、調整が行われなくなった場合には価格の高い時期—獲れる時期に漁獲が集中するということで、市場価格が乱高下するという問題も考えられるわけでございます。さらに、個別割当方式を円滑に導入するといった場合に、管理を実効あらしめるようにするためには、そもそも漁獲の状況なり、漁獲量なりの迅速かつ確かな把握が可能であることがまず前提であります。次に、公平な配分が可能であること。三つ目に、外国でもそうございましたけれども、賛同が得られていることということが少なくとも最低限の条件かと思えます。さらに、加工流通業者なり幅広い関係者への影響も考慮する必要があるということでございます。

このようなことを網羅的に考えますと、個別割当方式を公的管理制度として一般的に導入することは、漁船の隻数、水揚げ港数が多いという実態からすると現時点では適切ではないというように考えるわけです。

しかしながら、厳格な管理が必要な資源ですとか、また、例えば、漁獲可能量が残り少なくなると、漁獲が集中するという時期に限定して実施するなど、漁業者の自主的な取組を含めて、実態に応じ、個別割当方式について利用するということも検討すべきではない

かということでございます。

次に10ページ目でございます。譲渡性の個別割当方式でございます。公的な管理の下で、すなわち、大臣なり、知事なりが譲渡性の個別割当方式を認めるという下で、自由に割当量の移動を認めるこの方式を導入することにつきましては、実際、漁業の構造改革ですとか生産性の向上をもたらすという面があるというように外国ではみられておりますが、その反面、我が国の場合には、長年培われてきました操業慣行、操業秩序だけでなく漁村社会に重大な影響を与えるのではないかとということから、一般的な形で導入すると割当が権利化してやり直しがきかないというように難しいという面があるかと思っております。次に、漁業者間の中で割当量が移動するわけですから、それぞれの漁業者ごとの割当量を正確に把握するというのは非常に難しいわけでございます。それから三つ目に、割当が権利化することによりまして漁獲可能量の変更が難しくなる。すなわち、資源状況の改善には、むしろ、好ましくない影響が出る可能性があるのではないかとということもでございます。また、さらに自由な移動を認めることに対する考え方の整理をしなくてはならないという課題がございます。

このような課題を総合的に考えますと、公的管理制度として譲渡性個別割当方式を一般的に導入するということについては、現時点では適切ではないのではないかとということでございます。

しかしながら、他方、個別割当方式を実施している漁業につきましては、そもそも、漁船隻数や水揚げ港が限定されていることから厳格な管理が行われている。また、同一漁業種類の中での割当量の移動ということであれば、上記でお示ししたような問題も生じないと考えられるので漁期中の操業隻数の変化等において弾力的な対応を可能とする観点から割当量の移動を認めるべきではないかという意見もございます。このことにつきましても、漁業種類ごとに可能なのか否か一了解が得られるのかにつきまして、今後、検討していくことが必要ではないかということでもあります。

11ページ目につきましては、前回お示ししたとおりでございますけれども、これは、実は人件費の分だけでございますので一右側の表でございますが。この他にも借料ですとか、色々な経費がかかってくると思われれます。さらに、都道府県の分につきましては、この中に入っていないものですから、かなりのお金在实际にはかかってくるだろうということもございます。

○桜本座長：はい、どうもありがとうございました。前回ご討議いただきました内容を踏

まえて、取りまとめ骨子案をご説明いただきましたが、はい。須能委員。

○須能委員：オリンピック方式という言葉につきまして、非常に否定的なものが強調されすぎているのではないかと。といいますのは、かつて IWC におきまして、各国の競争のために資源評価を超えた、政治的、経済的な理由で枠を拡張した結果、鯨の資源を枯渇させたという世界的な共通認識があります。オリンピック方式ということに対しては、非常に悪い自虐的な意味を含めて持っていると思います。今、日本がやっている漁業は、オリンピック方式ではないと私は思っております。それで、この 1 ページの中に OECD による云々と書いてありますけれども、この評価は OECD がこう言っていて、我々は関係ないということではなくて、ここに引用するということは、すなわち、日本を含め一般的であるととられかねないんですね。私は、これをおぼろげにでもしてもらいたいです。そして、オリンピック方式による管理の実施ではなくて、この項目を業界団体等による自主管理の実施というような、業界団体等による自主管理の実施とし、それから漁獲競争ではなくて、漁獲調整の発生とする。要するに TAC の中で決まっていますから、自由に何ぼでも獲って良いわけではなくて、きちっとした対応が現実的には行われているので、オリンピックというカテゴリーに入れてしまうと、相変わらず前時代的なことをやっているかと誤解されます。

実は 11 月 19 日に、日本経済新聞の経済教室に規制改革会議の副議長の八田さんが書かれた論文の中で、この不況に置ける規制改革推進という中で、漁業においては、オリンピック方式を直ちにやめて云々というように書いてある。国民から見れば、オリンピック方式イコール鯨イコール資源の乱獲・枯渇というように刷り込まれているんですね。ですからそこは、現在行われている調整方式があるんだという意味で、そこは考えるべきではないか。メリット・デメリットについての記載も、私は必ずしもバランスがよくないのではないかと思います。IQ・ITQ を全く否定している訳ではなくて、現実には、前回は含め何度も話していますが、沖底で受け入れ可能量の最大値に対して、それを隻数で割って、IQ として水揚げをする。あるいは、春漁のいさだや小女子なんかは、一隻あたりのかごの制限をやっています。そういうようなことで、各漁業それぞれが IQ に近いものを実施している。あるいは、減船補償の中でも補償を実施しているが、これはまさしく ITQ の考えに近いものです。そういうことで、IQ・ITQ の良さは現状の中で対応しているわけですから、このときにオリンピック方式対個別割当方式と書くと、いかにも日本の現状をダークなイメージのままにしてしまう恐れを感じますので、ご意見を伺っていただければと思います。

○桜本座長：はい、ありがとうございました。

○黒倉委員：念のために申し上げますが、前回の議事録等々が発表になって、新聞等での委員会としてIQ方式・ITQ方式を極めて否定的にとらえたというような報道がありましたが、実は、あのときの議論の中身については、前提条件を置いていて、山川委員の言葉をかりると「あまねく」という言葉を山川委員は使われましたが、要するに、例外なくITQ・IQをすることによって生じる問題を議論したと私自身は認識しております。

こういうことは、科学的に物事を考えるときには、ある極端な例ですとか、典型例を持ってきて、そこで問題点を抽出するというのは良くやられていることなんですけど、ある意味そういう前提の下で議論したんですが、一部報道においては、どんな場合にもIQ・ITQの実施が否定的であるというようなニュアンスで伝わってしまったところがあるので、一旦それは違うんだというようなことで冒頭で発言させていただこうと思っていましたもので。それが我々の共通理解であると私としては思っております。

桜本座長：はい、どうもありがとうございました。それでは、先程の須能委員のご意見に対してはいかがでしょう。

○木島資源管理推進室長：誤解を生みやすいということであれば、若干、その辺は工夫をしたいと思います。ただ、ここは外国においては、こういうようなことをやっていて、こういう取りまとめが行われているということでございますが、6ページ目以降に我が国においては、このようなやり方ではなくて、さきほど、須能委員が言われたような、色々なインプットコントロール、テクニカルコントロールにより漁業者団体による自主的な管理によって、漁獲可能量の厳格な利用が図られているということで、外国とは違うということ色々と説明したつもりです。ただ、オリンピック方式というのは非常に、国民の皆様方にとってみると、わかりやすいと言いましょいか、極めてステレオタイプと言いましょいか、日本がオリンピックであると誤解を受けていることについては、そういうことが全くないということではないかもしれませんので、どのような書きぶりが好ましいのか検討させていただきたいと思えますし、他の委員の方のご意見も伺いたいと思えます。

○桜本座長：はい、ありがとうございました。山下委員。

○山下委員：今の須能委員の発言はもっともだと思えますし、事務局の方の答弁も良く分かるんですが、1ページにありますように「非個別割当方式」と、あまり聞きなれない言葉が、ここに書いてあるんですけども、要するに個別に割らない方式であるというTAC管理方式が①で書いてあるんですが、この中に2種類あると。一つはOECDの云々と

あるように、完全に自由に漁業者の漁獲を認めるオリンピック方式。もう一つは、その場合の色々なデメリットを是正すべく、色々な業界間の調整ですとか、漁業者間の一日本の例で言うと、TAC 協定ですね。そういったものを導入してやっている一言葉については誰かに方式に名前を付けていただければいいんですが一日本がやっているような非個別割当方式があるというように細分化した整理をしたらどうかと思います。その上で、OECD の方は全く自由に漁獲を認めているオリンピック方式であると。それから日本の方は、こういう方式であるというような種分けをしていただければ少しは整理がつくのではないかと思います。

○桜本委員：ありがとうございます。和田委員。

○和田委員：山下委員と同様の意見になるんですが、2 ページ目の各国の状況を見ていただいても分かるんですが、資源管理の実施にあたり、いわゆる純粋なオリンピック方式でやっている国というのは、現実にはほとんど無いんだろうと思います。確にかつてはそういうことがあったでしょうけれども、今は、何らかの形で TAC 管理を行っている。そのやり方に、個別割当をとるのか、とらないのかという 2 通りあって、それが国によっても、漁業の状況によっても違うんだということであろうと思います。OECD による説明は、かつての全く自由な TAC の利用方式に対する反省として、今では個別割当により TAC の管理をすることが一般的になっているという話になっています。そういう文脈の中で、さらに言えば、日本でやっているような方式と、他の国の一部が採用しているような個別割当の方式があるということであろうと思います。

しかしながら、このままの説明ですと、個別割当かオリンピック方式かという二者択一的な話であって、後で、日本の状況についての説明は出てくるんですけども、日本のやり方がオリンピック方式であるかのような印象を強く与えてしまう恐れがあります。そこで、そここのところは表現の仕方とか、説明の順番の工夫をしていただきたいなと思います。

○桜本座長：この件に関しまして、もう少しご意見をいただきたいなと思います。はい、大倉委員。

○大倉委員：それと同時に、今、木島室長さんの方から 6 ページ以降に日本の状態が書かれているということだったのですが、確かに記載されておりますけれども、もう少し我が国が現在とっているやり方—公的な規制及び漁業者団体による取組ということを書いておりますけれども、この表現をみていると平たく書いてあるので、もう少し良いところは良いというように評価をしっかりと記載していただきたいと思います。おそらく、そうしな

いと次から出てくるIQ・ITQにしても、ここに書かれているように、現時点では適切ではないとはっきり書いてあるわけですね、それに対して、やはり我々が気にしているのは規制改革会議の答申、また、水産関係の新聞や雑誌に書かれている主張等をみると、かなり強烈なことを提言、提案していると思います。それに対してここに書いてあるようなさらっとした表現で水産庁として十二分に対応できるのか、非常に危惧しているところがございますので、ごまをする必要はないんですけれども、しっかりと評価するところは明確に書いていただければと思います。

○桜本座長：ありがとうございました。他にご意見はありますか。それでは、1ページ目に関しては、非個別割当方式にも大きく分けて2通りあるという表現の仕方と、実はオリンピック方式で管理しているところはどちらかというとな少ないんだという、そういう書き方でまとめるか、須能委員が言われたように業界団体による自主管理という書き方にするか色々なオプションがあると思うのですが一はい、須能委員。

○須能委員：日本の現在の漁業管理は、オリンピック方式であるというのは国民の一般的な認識です。それをまずは完全に否定しなくてはならないんです。日本は、今、資源管理をやっています。それは業界中心にこういう形で、魚はいつでも獲れるわけではなくて、魚というものは集中して獲れるものですから、その時にマーケットのサイズに合わせながら自主的に獲っているのです。ということ踏まえて、現在はオリンピック方式ではないということをはっきりと全面に打ち出さないと言い訳を言っているようにしか理解されない。資料に細かく書いてありますよと言っても、これを誰が読んでくれますか。我々は議論しているから読むんですが、一般に水産の立場にいてもどっちかしか見てないんです。だから、最初の入り口でガツンと完全否定してかからないといけない。片方ではオリンピック方式という刷り込みの方が強烈ですから。そこの辺が大事ではないかという認識です。

○桜本座長：逆に言うとはですね、今世界での漁業管理を見回して、オリンピック方式であるというような管理をしている国はあるのでしょうか。ないのでしょうか。1ページ目は、世界の漁業管理を見回して、非個別と個別に分けているような感じがするのですが。須能委員が言われたことは、日本の現状を書いた方が良いということですよ。ですから、もし、世界中を見回してオリンピック方式でやっている国がないんだとすれば、オリンピックという言葉はなくても良いのではないかという気がするのですが。ただ、非常に一般的に世界の漁業管理を分類して1ページ目に書くのか、あるいは左側に日本の管理の現状を書いて、その対応するものとしてIQ・ITQを書くのが良いのか、その辺はいかがでし

ようか。

○黒倉委員：せっかく事務局が頑張ってくれて。もともとの議論がかなり二項対立的な議論から出発しているから、どうしても事務局としてそのような書き方になってしまったと思うんですね。むしろ、須能委員が言われていることは日本の業界団体としてもITQ・IQ的な要素が十分必要であると認識していて、その要素が既に取り入れられている動きがあるんだという認識が必要であるということです。それはどこかに書かれたら良いのではないですかね。

○川本委員：業界団体としては、実施することが別に必要と思っているわけではありません。業界としては、IQ・ITQの導入については、やらなくて良いのであれば、やらないほうが良いのです。現在でも、漁業法で雁字搦めに規制されている上に、TAC法による漁獲管理がかぶさっているわけです。業界からすると、本来であれば現在のTAC法ができたときに、それに見合っただ減船を実施するなり、漁船トン数などの規制緩和をしておくべきであったという感が強いわけです。今回も、しかるべき規制緩和措置を実施しないままに、さらに新しくIQ・ITQ制を導入するというのはとんでもない事であると、これでは経営を維持していくことができないというのが、偽らざる気持ちなんです。そこは誤解のないようにお願いします。

○桜本座長：はい。和田委員。

○和田委員：先ほどの桜本座長のお尋ねに答えて言いますと、このOECDの議論というのは、例えば、アラスカのオヒョウ漁業のように現在IQを採用している、あるいはITQを採用している漁業において、これらを採用する以前には、漁獲量の上限だけを決めて自由に獲らしていたという実態があって、それでいろいろと問題が生じたので、IQ・ITQに移ったんだという議論だと思うんですね。だから、日本では従来から一定の管理の仕組みがあった訳ですが、それとは全く違う次元での話をしているわけです。したがって、捕鯨オリンピックという言葉がかつてはあったように、日本も、もちろん他の国も含めてですが、南氷洋での捕鯨については、確かにそういう獲り方をしていた時期があったことは事実ですが、日本の周辺海域について言えば、常に何らかの規制の下で漁業が行われてきたわけですから、そのこのところは、この際はっきりとさせておくべきではないかと考えます。

○桜本座長：はい。長屋委員。

○長屋委員：内容的には、この資料の中ですべて含まれているんだと思います。ただ、今、

須能委員が言われるように、この手前に全体を俯瞰するようなものを置いていただくことが方法としてあるのではないかと思います。例えば、3 ページの 1. のところで諸外国ではインプットコントロールで完全にやりきれなかったということで、数量管理というものを持ち込んでいった。我が国の場合には、既存のインプットコントロールを含めて色々な規制が行われている中で管理が行われてきた。それに加えて、数量管理—TAC による管理が加わってきているわけですから。そういった意味で、何も規制が無い中で TAC の管理を行うとそれはオリンピックになるわけですが、日本の場合には既に周密な管理が行われている上に、TAC の管理の手法が魚種によって入れられてきた。それによってオリンピックにならないという前提ができていう点で諸外国とは違うんだというようなことを、これにもう一枚加えるのか、最初の要旨のようなものの中で、諸外国と日本の背景の違いを入れて整理をしていただくという整理の仕方もあるのではないかと思います。

○桜本座長：はい。ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○木島資源管理推進室長：今回は骨子ということでお示ししましたが、これを文章にしていくわけです。その際は、今までご意見をいただきましたように一世界の漁業管理というのはこういうことがやられてますよと、次に、なぜ外国において IQ・ITQ を導入せざるを得なかったのかということが 3 ページ目で整理されております。その前段として世界各国における漁業管理、すなわち我が国においても当然あるわけですが、先程から須能委員をはじめお話がございましたように、我が国においてはインプットコントロール、さらに自主的な、つまり、ボランティアベースでの自発的な資源管理、漁業管理が行われていて、そのことによって資源の保存管理が図られてきたというところを書いていく。ただ、今回、議論となった IQ・ITQ というベースは外国にあるわけですから、外国ではなぜこういうことになったのかということ 3 ページ目の中身のようものをやはり書いていかななくてはならないのかなと思います。ただ、そうは申しましても、我が国の場合はそういう状況が無いわけですので、そこは 6 ページ目以降の部分、大倉委員のお話にもありましたが、さらに強調して、ここは良い、こういうことで漁業者が努力してやってきて実際に問題なく進んでいるということで、これについて、整理してみたいなと考えております。そのような整理の方法について、ご意見をいただきたいと思います。

○桜本座長：はい。ありがとうございます。1 ページ目の下半分にある部分については、どちらかというと、3 ページ目の説明という感じになるのでしょうか。

○木島資源管理推進室長：1 ページ目をかなり短縮して、俯瞰的な整理をしてみたいという

ことであります。

○黒倉委員：事務局としては、分かりやすい議論を誘導するために二項対立的な議論をせざるを得なかったということは十分わかるんですね。そのことが須能委員がおっしゃるように誤解を生むんだということであれば、やはり前文に現状みたいなものを書いて、現状を書いて、そこで「仮説的な議論をするけれども」、という誘導文を書いてはどうか。

○桜本座長：そうですね。長屋委員がおっしゃったように、この前に一枚、俯瞰するような説明を付けていただくという形でよろしいでしょうか。一はい。和田委員

○和田委員：そもそも、この「OECD では」以下の説明は必要でしょうか。この部分は、今、ご指摘があったように 3 ページ目のところで具体例を示して改めて説明しているわけですね。だから、もし書くとしたらこの 3 ページ目の中に、OECD でもオリンピック方式は具合が悪いとの議論がなされているという書き方をすれば良いので、むしろ、1 ページ目の「OECD では」以下の説明を削除するのも一つのオプションではないかと思うのですが。

○桜本座長：あるいは 3 ページにまわして、3 ページで説明すると。

○和田委員：はい。

○桜本座長：他に意見は。そういうことでよろしいでしょうか。一それでは、そういうことで次会に改めてまとめたものをご提示いただきたいと思います。一それでは、他に。

○黒倉委員：ご考慮いただきたいところがあるのですが、9 ページの②です。操業が各漁業者に委ねられ、漁業者団体による管理が行われなくなった場合には、価格が高い時期に操業が集中し云々と書いてありますが、この議論は、実は、IQ 固有の議論ではありませんね。どのような場合にもそのようなことが起こりうるのであって、わざわざここにこれを書くということは、全体の論議を歪める可能性があるもので、むしろここには触れないほうが良いのではないかと思います。IQ 固有の議論であれば触れてもいいですが、問題を拡張してしまっているような感じが若干あるので触れないほうが良いと思います。全体的に書きぶりが非常に慎重で、一般的にという前提をおいたり、あくまで資源管理の問題であるという慎重な議論がされていて、言葉の選び方も大変丁寧にできていると私は評価しますが、そこまで、丁寧にやるのであれば、誤解を生むような部分はとった方がいいのではないかと私は思います。それから、これまでのせつかくの丁寧な議論がされているところで、11 ページ目の個別割当方式を導入した場合のコスト計算ですが、これはもともと私はコンサル屋でありましたので分かるんですが、前提条件によってこういったコスト計算はいくらでも変わるんですね。ここでは、公的・一般的にということを書いてあるんだけど、

あるいは水産庁がそうされているのかもしれませんが、民主導でやった場合にはお互いの相互監視であるとか、色んな機能が効いてきますから、その前提条件によってコスト計算が変わってきますね。それからもう一つ言えば、今の情報技術とかその他を使うとものすごく安くなる。例えば、GPS データーを衛星でおくって、リアルタイムで航跡起動をとるなんていうことは、おそらく何百万もかからない、何十万でできてしまう話で。そういうように前提条件の置き方で変わってしまうんで、これがそのまま残ってしまうと困るので、具体的に書かないほうが良いのではないかと私は思います。

○桜本座長：はい。ありがとうございます。2点ほどご意見がありましたがいかがでしょうか。

○須能委員：最初に9ページ目の件なんですけれども、これは私の主張が入ってこうなったと思うんです。というのは、蛇足かもしれませんが、基本的に日本は多神教の国であり、お互いに個々の価値観が存在しており、それらが混在してお互いに認め合っている。逆に言えば、IQとかITQというのは、根底に一神教の流れがあり、右か左かみたいな形となる。従って、強引にこの考えを進めていけば、漁業者間の協力関係が崩れてしまう。そうすると都合が良いときだけ協力しましょうというのはできない。今のよう漁業者団体別の自主管理をしているからお互いに買い手にあわせた対応の話し合いの場がある。それぞれが個人になった中では、そういうことはなかなか精神上難しいのではないかと思う。そこまで押してまで私は、IQ・ITQに踏み込むべきではないという主張のため即ち市場を混乱させますよという警告の意味で残したいのです。以上が、残してほしいという理由です。

○桜本座長：ありがとうございます。川本委員。

○川本委員：須能委員のご意見に賛成なのですが、日本近海では、通年均質の魚が分布しているわけではありません。魚体の大きさや、品質、主たる漁場は季節によって変化します。IQ・ITQ制の下で、個人の自由意思で操業を行うと、当然一番魚価の高いサイズの魚と高い時期を狙って漁獲を集中させることとなりますから、漁獲量が需要を超えてしまうため、魚価は下落します。業界による自主管理だとお互いに相談をして、あらかじめTACを月割りなり、四半期割にして、このようなケースを回避することが可能になります。

次に行政コストの件も、自主的管理であれば、互いに納得づくでTAC管理を実施しますから、ほとんどコストがかかりませんが、法律によりIQ、ITQを導入した場合には、個々の漁業者の漁獲可能量の消化については、水産庁が取締りを行うこととなりますから、最

低でもこのくらいのコストはかかると思います。

○桜本座長：はい。ありがとうございました。はい。石井委員。

○石井委員：黒倉委員の後半の部分の発言についてですが、私もこの積算の部分については、数字が1人歩きする危険があるなどと思っておりまして、仮に公的管理をやった場合にしても、例えば保安庁とか水上警察とか—そこは制度を検討した後の話であると思うので、あんまり具体的な数字を書き込むのはどうかと思います。それと同じ理由で9ページの真ん中①ですが、「多数の管理要員が必要となるなど、多大な管理コストを要する」とありますが、「多数」、「多大」についても再検討が必要ではないかと思います。

○桜本座長：ありがとうございました。他にこの件に関してご意見はありますでしょうか。—それでは、まず、9ページ目の②、それからコスト計算に関する9ページ目の①と11ページ目の数字ということですが、いかがでしょうか。

○木島資源管理推進室長：9ページ目の「団体による管理が行われなく場合・・・」云々については、これは、基本的に先程、大倉委員からもお話があったように、今、漁獲可能量の管理にあたっては、団体若しくは現場の漁業協同組合によって緊密にうまく調整が行われることによって、うまくいっている現状がある。また、さらに川本委員からありましたように色々な魚をうまく獲っている。例えば、団体の中で加工業者、養殖業者など色々な方々と話し合っ、て、どういう魚をどのように獲っていくのかという話し合いが行われて、調整の結果、漁獲可能量の利用が円滑に行われる実態があるということを考えますと、やはり、個別割当というのは、個人の漁業者の操業の自由度を高めるということがそもそもの考え方としてあるわけで、それと団体による管理というのは、基本的には、矛盾をするわけでございます。そのようなことを考えた場合には、やはり団体管理というものを基本的に今後とも進めていくのであれば、そこはやはりデメリットとして残しておいた方が良いのではないかと考えます。それから二つ目の行政コストの試算の部分については、書きぶりを工夫しなくてはいけないとは思いますが、かなりお金がかかりますよということを私どもとしては、お示しをしたいと思えます。すなわち、例えば、水揚港を減らすとか、集約化するとかいうようなことでコストを削減できるとか色々なことを言う人がいますが、現時点において仮にやるとした場合には、少なくとも公的な管理ですから、漁獲量を一々チェックしなくてはならない。また、漁船がいつ入港するかわからない。特に我が国の場合は、生鮮魚が主体ですから、入港した場合にはすぐにチェックをし、魚の価値が落ちることがないように迅速な処理をしなくてはならない。そのような場合にはチェック要員と

して複数の人がいなくてはならない。それも四六時中いなくてはいけない。このようなことを考えますと、やはり、440億円という数字が適切であるかどうかという議論があるかと思いますが、莫大な金がかかるというのは事実だと思います。そのうちの一つの試算としてこのような数字を出したわけでありますので、出し方については今後、整理をさせていただきたいと思いますが、お金がかかるということについては基本的には出していききたいと思います。

○桜本座長：はい。ありがとうございます。はい、山下委員。

○山下委員：今の事務局の話の中で、先程、石井委員からご指摘いただいた部分についてご解答がもれていたもので、私が変わりにお話ししたいと思うんですが、管理の検査員として、先程、海上保安庁とか水上警察とかいうところの組織の力をかりることもありうるのではないかというお話がありましたが、実は、私はミナミマグロの個別割当制度の創設の際に、担当課長をしておりましたが、当時、水揚港を制限したり、港に水産庁の検査官を配置するとか色々やりました。その際、当然、石井委員からご指摘のあったように関係しそうな海上保安庁ですとか税関ですとかに協力してほしいという話は、本庁あるいは現場でやりました。しかしながら、海上保安庁も税関も本来業務で手一杯で、とても水産庁の仕事まで手が回らないと、新たな仕事の方まで人員をさけないと、たまたま余裕ができれば協力はしますけれども恒常的には不可能であるとの返事がございました。それで、現在は清水港を中心に水産庁の水揚検査官を数名配置して業務にあたらせているところがあります。従いまして、新たな個別割当制度を設けた際には、その制度を特別に検査する人員が必要であるということとは否定しようがない事実でありまして、この資料の中でも諸外国の例として、その数字が出ている部分があったかと思いますが—5 ページですね。ニュージーランドの例のところでもありますけれども、管理体制として、漁業省400人のうち180名が監視員であるというような外国の例がありますけれども、やはりこういうかっこうでしかるべく人数を割り振って、新たに設定して、担当させざるを得ないというのが現実の姿だと思います。

○桜本座長：はい。黒倉委員。

○黒倉委員：多少マスコミを意識して話しますが。本当に事務局さんが苦勞して書かれた文章。個別割当方式を公的管理制度の下で、一般的に導入するという前提のものとの議論であるということが抜け落ちないようにしてもらいと思います。

○桜本座長：頭が公的管理の場合はこうであるということですね。それは資料に書いてあ

るので良く読んでくださいということになるかも知れませんが。一はい。川本委員。

○川本委員：どれくらい大変かという実例をお話したいと思います。まき網を例にとると、一日に一ヶ統 100 トンぐらい水揚げするケースが多いわけですが、これを岸壁から運搬するトラックは一番大きいのが 10 トントラックですから、1 ヶ統でおおよそ 10 台のトラックが必要です。ある水揚げ港で 10 ヶ統ぐらいが水揚すると全部で 1000 トンになります。1 日の水揚で 1000 トンというケースはまき網ではよくある量ですが、10 トントラックで延にして 100 台必要になりますが一つの港に 100 台はなかなか準備できませんからもっと少ない（20 台～30 台）台数でとっかえひっかえ水揚をすることになります。そうすると 1 隻の運搬船に 1 人の監督官を水揚終了まで貼り付けないといけないことになります。さらに、水揚港は、銚子、石巻、八戸など 5～6 港ぐらいになりますから少なくとも 1 日で 50 人から 100 人を出動させなければ実効ある取締りはできないと思います。まして、まき網以外にもさんま漁業、いか釣漁業、底びき網漁業を入れると何百隻にもなりますから、かなりの人員を動員することになると思います。

○桜本座長：まず、第 1 点目ですけれども、9 ページ目の②ですけれども、これは公的管理の場合と限定してありますので、このままでも良いのではないかと思います。

○黒倉委員：そこは非常に難しいんですけれども、こういう文字だけ残ってしまうので、前提条件が抜けてしまう部分があるんで、何で私がわざわざ発言してるかというのは、その前提条件が抜けちゃわないようにということです。

○藤島委員：そこで疑問に思って聞いていたんですが、公的管理じゃなくて民的管理の IQ・ITQ というのは実際に諸外国でやった例があるのかということの一つをお聞きしたいのと、もう一つは一私は木島室長が書かれたこの案に賛成ですが一前々回に小松先生にも相当な管理コストがかかりますが、どうなんですかとお聞きしたところ、諸外国では行政を半分に分けて、管理の部分をやりましたよと、それくらいのことはやっておりますよと、返答が確か返って来たと記憶していますが、要するに公的管理じゃなくてはできないよと、私は認識してたんですけれども、民主導で IQ・ITQ の管理をすれば経費がかかりませんよというお話ならば、そういうことをやった例があるのか、若しくは、なければ、日本独自でそういうようなものを考えていかなくはなりませんよというものを記載していくのか、その辺がちょっと疑問なので、一点目として諸外国でそのような例があるのか、諸外国になければ、日本で独特のものを考えていけという話になりますので、それはちょっとまた議論が変わるのではないかと考えております。そうするとやっぱり最後のページというの

は、私は残すべきだと勝手に考えてるんですが。少し雑駁な意見になります。

○桜本座長：はい、ありがとうございました。

○木島資源管理推進室長：諸外国のことを全て把握しているわけではありませんでの、若干間違えていたら補足をしていただきたいと思いますけれども、公的な管理以外に自主的に、つまり、団体が割当を受けて、その団体の中で漁業に割っている例というのは私が知る限りではオランダ、それからあとはイギリスにおいても生産者団体の中で割っているというのは聞いたことがあります。ただ、中身について PO と言ってましたけれども—produce organization の略だと思うんですが、その中で具体的な管理がどのように行われているのかについて、今、調査を行っていると思います。ただ、私どもとしては、例えば、特定の時期だけですか、つまり、さらに言うのであれば、資源というのは毎年来遊の状況が大きく変わることもございますので、機動的な対応をしていかななくてはならない。

また、個別割当というのは漁獲可能量を管理する方法の一つでしかないわけでございますので、個別割当について、一定に時期なり、一定の区域でやるということも含めて、自主的な使い方ということがあるんじゃないかということをおの中では込めているということでございます。

○桜本座長：はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。—それでは、9 ページ目の②については、公的管理ということをお喚起するためのご質問という理解で、これは、残すということよろしいでしょうか。

それから、11 ページ目の試算例ですけれども、数字だけが一人歩きするので、ここに載せるのは適当ではないという意見と、これくらいはかかるだろうから、むしろ残した方がよいという意見がありました。—もう少しご意見をいただきたいと思います。

○川本委員：何回も申しますけれども、あえてこれを記載すべきであるというのは、最近新聞等で IQ、ITQ の導入がいとも簡単に実施できるような論調がまま見受けられるからです。外部から見ると、法律で定めさえすればすぐに実施できるとおわれているでしょうけれど、実際に取締りを実施する側、管理を受ける側は大変なことだという意味で、これを記載した方がよいと思います。経費についても、この額ではとても足りないのではないかとお思うのですが。

○桜本座長：前回の論点整理のところでも、同じ試算例が出てくるんですが—これは HP で公開されているわけですから、この試算例は HP から見ようと思えば見れるわけですね。そうすると、ここにももう一度載せるべきか、こういう試算例がありますということをお述

べて、それを皆さんに知らせるのか、という二つの考えがあると思うんですが、これはあくまでも試算ですから、もっとかかる可能性もあるし、もっと少ないかもしれない。そういう面からすると、最終的には結論は出ないほうがいいのではないかと私的には思うんですが。

むしろ、非常にコストがかかるんだということは、例えば、この資料を見て下さいという形で言えれば、と思うんですが。一いかがでしょうか。一特段の反対が無ければそういう形で検討して、最終的な議論のときに、またご意見をいただければよろしいのかと思うんですが。一いかがでしょうか。一はい、須能委員。

○須能委員：川本委員から出たように、論旨として、やはりこれだけの管理コストがかかるんだということをはっきりと分かっていた方が良いので、「少なくとも」とかいう言葉があってもいいのではないかと。反論する人があっても良いと思うんですが、ただ、コストがかかるよということだけでは、一般の人の理解は得られないから、私ははっきりと出した方が良くと思います。

○桜本座長：ここに載せた方が良くということですね。

○須能委員：はい、載せた方が良くと思います。

○桜本座長：いかがいたしましょう。

○木島資源管理推進室長：一度載せていますので。

○桜本座長：それでは、同じことですね。それでは、ここにも載せるということによろしいでしょうか。一はい、石井委員。

○石井委員：私はコストがかかるということを否定しようと思っているわけではなく一かたりのコストがかかるということは分かります。ただ、コストを言う場合は、必ずベネフィットとの見合いなので、数字の一人歩きを非常に警戒するわけですね。一それから、先程、言葉足らずだったのは、「保安庁等に頼めば良い」ということを申し上げたわけではなくて、エンフォースメント（規制の確実な実施）について全体で考えなくてはならない、それから、アウトプットコントロールに比重を置いた場合に、当然、テクニカル、あるいはインプットコントロールのところでのコストにも変化があるわけで、その辺りも動的に計算して、差し引きでコストを見なくてはいけない。この試算は、非常にシンプルに載せた数字なので、誤解が生まれることがない様に、丁寧に書いていただきたいということをお願いしたかったんです。もう一度ボトムラインだけ申し上げますと、数字が一人歩きしないような配慮が必要であるということです。

○桜本座長：ありがとうございました。数字が一人歩きしないような工夫をしていただいで載せるということで進めたいと思います。—他にご意見は。—須能委員。

○須能委員：前回に、石井委員からノルウェーの話がありましたときに、外国の資源管理における科学者間で、両論併記的なことは絶対にしない。必ず、その場で、最大の最善の結論を出している。このように相手を尊重するような立場をとっている。我々も、基本的に大事なことは、その精神だと思うんです。どっちが良くてどっちが悪いかではなくて、相手を認めた議論が根底にあるということを前提に、二者択一的ではなくて、色々なものの良いものは取り入れて改善していくんだと、ただ、歴史的に日本は長い漁業立国だったわけです。近年、大手水産会社をはじめ、地方の中堅漁業会社もなくなったことによって日本の漁業はノルウェーに学べななうていうことになっている。いかにも三流国みたいな議論がされますが、戦後、日本では、気象庁の職員クラスの人を南氷洋捕鯨母船に 5 人くらい乗せて、産業気象学の先駆的事業をやりながら、最善のシステムを追い求めていた。その意味で最先端の漁業国なんです。そういう誇りを持った立場から言えば、やはり、今はかなり後退はしたけれども、それだけの過去の実績があるんですから、改めて、外国の例に学ぶものは学ぶとの姿勢と同時に、日本の風土と伝統に根付いた国民性というものの意識決定に基づく方式を否定してはいけません。その辺の精神面を、この全体の底流においてもらわないとあらゆる議論が寂しい限りの議論になってしまう。やはり、お互いを尊重し合うというベースがない議論は、してはいけませんと思うんです。是非、その辺を盛り込んでいただきたいと思います。

○桜本座長：はい、どうもありがとうございました。—他にご意見は。

○大倉委員：一点確認したいと思いますが、IQ・ITQ 方式それぞれについては、現在のところ公的管理制度を前提として、一般的に導入することは適切ではないと。これは同じような表現ですけれども、今後、どうするんだということを当然聞かれるであろうし、その時に、IQ についてはその活用を検討していくという表現。一方、10 ページにおいては、特段の記載がない。現在、IQ を実施している漁業については書いてあるけど、それ以外何もないということは、適切ではないということで結論付けしてしまっているのか、この表現の違いは。それと、検討していくといった場合にどういう形で、水産庁が検討していくのか、要するに、オーソドックスな形で水産政策審議会の資源管理分科会で今後について検討していくのか、その辺について何か考えがあればお示ししていただきたいですが。

○木島資源管理推進室長：まず、個別割当方式に関しましては、先程、ご説明もう押し上

げましたように、漁業種類によっても全然異なる、かつ、同じ種類であっても獲る対象によって一例えば、その種を専ら獲るのか、ものすごく多くの魚を一度に漁獲するのか。色々な漁業の実態があるわけでございます。そのようなことから、どの漁業がやれるのか、やれないのか、若しくは、やったほうが良いのか、良くないのか。これは、やはり各現場で判断するのが適当であろうと考えております。原則はそうであると思っております。今後の方向性が出された場合には、私どもいたしましては、これを踏まえて、中央の漁業団体、ものによっては現場でこういうやり方もありますよと一例えば、漁獲可能量の管理をするにあたって、個別割当を一時的に導入してはどうか、また、区域によってはやってみてはどうかと、やってみることを検討してみてもいいかと一それをやるやらないは、もちろん漁業者の判断にお任せするわけですが、そういうことをご説明する場合は、いただきたいと思っております。ただ、譲渡性に関しましては、そのような切り口といえますか、現実において、個別割当もしていないのに、それを譲渡することは、実際上ありえないであろうということから考えますと、公的な個別割当を即座に設けていくということはない。そういうことは、適当ではないし、それ以上のことはないという整理をしてみてもいいかというところでございます。ただ、10 ページ目の後段の方で、個別割当を行っているものについては、漁業種類によっては、中で整理が行われ一例えば、割当が余ってしまったという場合に、その割当の有効利用を図るという観点から移譲を認めることがあるのかどうか、色々な観点から検討してみなくてはならないということもあろうかと思っておりますので、そのような点について、各漁業種類ごとに現場の意見を聞いて判断をしていく必要があるのではないかとということです。

○桜本座長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。一特段意見がなければこの辺で議論は終了したいとおもいますが、どうでしょうか。一それでは、事務局にお返しする前に一点だけ。今度の11月30日に研究会がありますのでアナウンスをしていただきたいと。

○山川委員：日本水産学会の企画広報委員会というところが主催する勉強会が行われます。高木委員会から規制改革会議という流れの中で、IQ・ITQという問題だけではなくて、漁業権で養殖業だとか定置網に新規参入させるような仕組みにすべきだとか、科学的な資源管理を考えていくべきだとかいう議論が現在起こっていますが、論点がどういうところなのかということ整理して一水産学会の会員の中でも注目している人と、そうではない人と、色々な会員がいる中で一基本的には学会向けの勉強会ということで11月30日と12月

6日の2回に分けて行われます。第1回目は、漁業権等の問題、それから、第2回目は資源管理の問題ということで、それぞれ3人の講師の方々を招きまして議論を行って、論点整理を行うというものを企画しているということでございます。

○桜本座長：はい、どうもありがとうございました。お時間のある方はできるだけ沢山出ていただきたいと思えます—それでは、事務局にお返しします。

### 3. 閉 会

○木實谷管理課長：熱心なご議論ありがとうございました。次回の懇談会は、これまで皆様に議論していただきました、TAC制度の課題と改善方向、そして我が国におけるIQ・ITQ方式の考え方について、取りまとめを行うこととしております。日程につきましては、12月15日、月曜日、13時30分から、場所は本日同様、水産庁中央会議室を予定しておりますので、よろしく願いいたします。それでは、これで「第6回TAC制度等の検討に係る有識者懇談会」を終了いたします。